

病気休暇制度に関する改正の概要について

1 病気休暇制度の変更点について

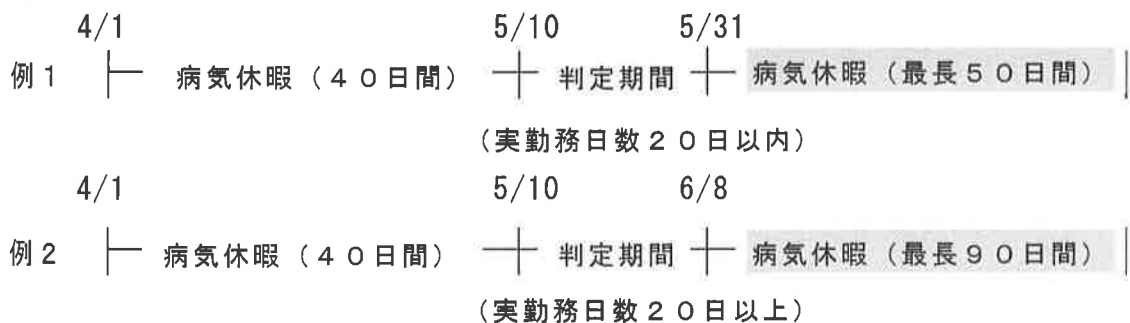
- ① 病気休暇期間の通算規定の整備（平成 23 年 3 月 18 日付け教県第 1146 号及び教県第 1177 号）
- ② 病気休暇の申請手続き（平成 23 年 3 月 31 日付け教県第 1225 号及び教県第 1246 号）
- 病気休暇は最長 90 日間、91 日目からは病気休職という運用に変更ありません。

2 病気休暇期間の通算規定の整備について

※ 病休通算判定期間（クーリング期間）を設定しました。

連続して 8 日以上（実勤務日数 20 日以上）の期間の病気休暇を取得した場合に、病休通算判定期間（クーリング期間）が発生します。

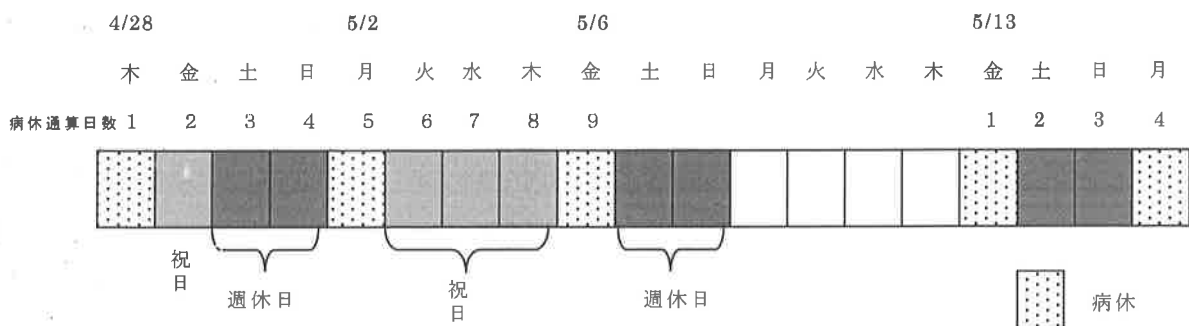
□ 連続 8 日以上（実勤務日数 20 日以上）の病気休暇を取得した学校職員が、20 日（実勤務日数）の病休通算判定期間内に再度の病気休暇を取得した場合は、病気休暇の期間を通算します。



※ 実勤務日数とは、週休日や休日、年次休暇（時間単位も含む）を取得した日等を除いた日数を示します。

※ 時間単位の病気休暇も、1 日の病気休暇としてカウントします。

□ 病休通算判定期間（クーリング期間）の発生について
（要勤務日の日数が 3 日以下である場合には発生しません。）



例 3 4 月 28 日（木）から 5 月 6 日（金）まで病気休暇を取得した場合
→ 連続する 8 日以上（実勤務日数 20 日以上）の期間の病気休暇であるが、要勤務日は 3 日以下のため、クーリング期間は発生しない。

例4 5月13日（金）に再び病氣休暇を取得した場合

→ 「病氣休暇1日目」からカウントする。

□ 人工透析など、定期的に通院加療を行うことが医学的にみて明らかな場合で、その通院加療のための病氣休暇については、特例的にそれぞれの病氣休暇の期間を通算しません。

※連続する8日以上 of 病氣休暇を取得しなければ、病休通算判定期間（クーリング期間）は発生しないため、特例 of 病氣休暇としての申請の必要はありません。

3 病氣休暇の申請手続きについて

	改正前の申請	改正後の申請
校長専決（7日未満の病氣休暇）	・ 休暇願 ※1	・ 病氣休暇簿 ※1 ・ <u>医師の証明書等（承認を受けようとする病氣休暇の初日前一月間に通算5日以上 of 病氣休暇を使用している場合）</u>
校長専決（7日間以上9日間までの病氣休暇）	・ 休暇願 ・ 医師の診断書等	
県教育委員会の承認の指示を受ける場合	10日間以上の病氣休暇 ・ 病氣休暇承認伺 ・ 休暇願 ・ 医師の診断書等	<u>8日間以上の病氣休暇</u> ・ 病氣休暇承認伺 ・ <u>病氣休暇簿</u> ・ 医師の診断書等

※1 7日間を越えない病氣休暇であっても、校長がその承認に当たり必要とするものであれば、医師の証明書その他勤務しない理由を明らかにする書面（病院等の領収書又は薬袋等）を求めることができます。

※2 人工透析等にかかる病氣休暇の申請については、「診断書（人工透析等用）」を主治医に記載してもらい、校長は診断書の写しを県教育委員会へ提出し、指示を受けます。この特例 of 病氣休暇を申請した場合は、1年を経過するごとに「療養の現状に関する申立書」の写しを県教育委員会へ提出します。

※3 当初の疾病とは明らかに異なる疾病による病氣休暇の申請については、「診断書（明らかに異なる疾病用）」を主治医に記載してもらい、校長は診断書の写しを県教育委員会へ提出し、指示を受けます。

※4 「診断書（人工透析等用）」「療養の現状に関する申立書」「診断書（明らかに異なる疾病用）」の様式は、平成23年3月31日付け教県第1246号「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」（通知）を参照してください。

〈参考〉施行日前から引き続き病気休暇の取扱いについて

項目	具体例	説明
90日の適用	H23.4.1	改正前から病気休暇の日数は90日間であったため、施行日前から取得していた病気休暇については、休暇開始時から90日を超えることはできない。
クーリング期間		施行後に、連続する8日以上 of 病気休暇を取得した場合に、クーリング期間が発生する。(通算する日数は、施行後のものととし、施行日前の日数については通算しない。)
明らかに異なる傷病		施行後に、あらたに開始した病気休暇から、明らかに異なる病気の療養のための病気休暇の期間の特例に関する規定を適用する。(90日を超えた期間については、給料を半減する。)
臨時的任用職員及び条件附採用期間中の職員		施行日前から開始していた病気休暇の期間が、施行後に90日に達した場合で、引き続き療養が必要な場合には、その療養に必要な期間、病気休暇を取得することができる。(休暇開始時から90日を超えた期間以後については、給料を半減する。)

病氣休暇に係る制度改正の概要

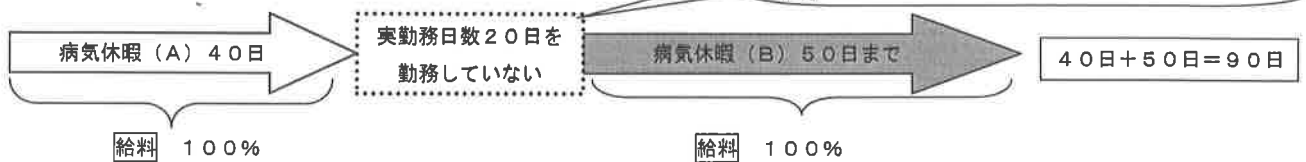
1 現行の病氣休暇制度



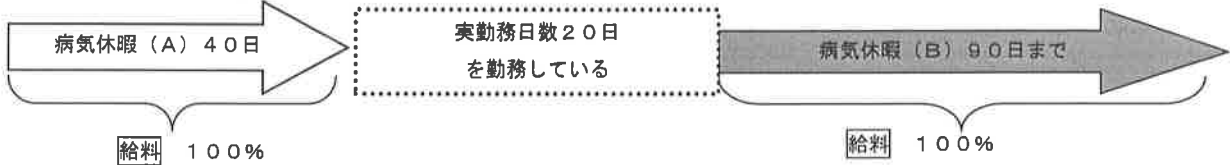
2 改正後の病氣休暇制度

(1) 病氣休暇の通算

ア 通算する場合



イ 通算しない場合



(2) 例外的に90日を超えて病氣休暇を認める場合とその期間

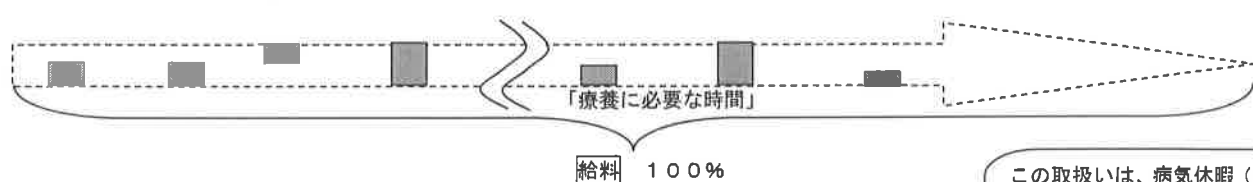
ア 公務災害、通勤災害



イ 臨時的任用の職員、条件附採用期間の職員の負傷、疾病



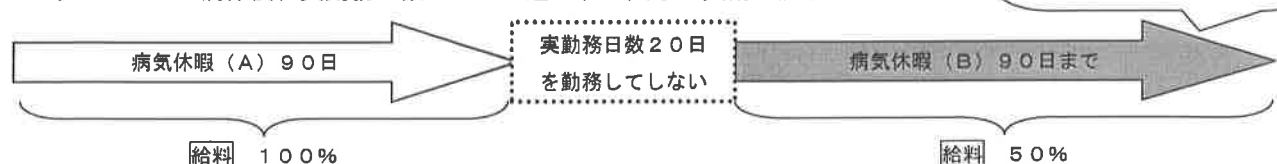
ウ 定期的に通院加療を行うことが明らかに必要な場合



エ 病氣休暇中に、異なる負傷・疾病となった場合



オ 90日の病体後、実勤務日数20日に達せずに異なる負傷・疾病となった場合



別表第3の5（第10条関係）

平成 23 年 分 病

職名		氏名								
教諭		浦和 太郎								
承認 月日	申請 月日	承認			申請 者印	期 間	期間の連続 性の有無等	理 由	証明 書類の 有無	備 考
		校長	教頭	事務長						
4・6	4・4	印	印	印	印	4月1日8時30分から 4月8日17時00分まで	6日 時	中垂炎による入院の ため	☒ 有 ☐ 無	証明書類の例 ・診断書 ・処方箋袋 ・病院等の領収書 ・家族による証明書または 管理職による証明書
5・23	5・18	印	印	印	印	5月1日8時30分から 5月25日17時00分まで	5日 4時	インフルエンザのため	☒ 有 ☐ 無	実勤務日20日間超のため、連続性なし
6・10	6・2	印	印	印	印	6月1日8時30分から 6月30日17時00分まで	22日 時	右足アキレス腱断裂 による手術入院のため	☒ 有 ☐ 無	6/1午前8時電話連絡あり
8・3	8・3	印	印	印	印	8月3日13時15分から 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 4時	右足、リハビリのため	☐ 有 ☒ 無	期間の連続性がない (前回の病気休暇の復帰 日から実勤務日数が 20日を超えている)場 合は、その旨を備考欄 に明記する。
.	.					合計日数は週休日、 休日等を含む日数 を記入する。	日 時 分から 月 日 時 分まで	病氣通算判定期間(実勤務日数 20日)中に再び病氣休暇を取 得た場合は、前後の病氣休暇を 通算する 8日+30日=38日 ※実勤務日数は、週休日、休日、 年休等で勤務しない日を除いた 日数	☐ 有 ☐ 無	
.	.					連続する8日以上 の病氣休暇の場合 は、教育委員会が承認を指示した月 日を記入し、捺印する。	日 時 分から 月 日 時 分まで		☐ 有 ☐ 無	
.	.						日 時 分から 月 日 時 分まで		☐ 有 ☐ 無	
.	.						日 時 分から 月 日 時 分まで		☐ 有 ☐ 無	

備考 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減でできること。
2 「期間の連続性の有無等」の欄には、今回の申請に係る特定病氣休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第3項第1号から第3号までに掲げられる場合以外の場合における病氣休暇をいう。以下同じ。）の期間と前回までの特定病氣休暇の期間が連続する場合（連続するものとみなされる場合を含む。）に該当するかについてその有無を記入し、これに該当するときは今回の申請に係る特定病氣休暇の日数と前回までに使用した特定病氣休暇の日数を合計した日数（当該療養期間中の週休日等の日数を含み1日以外を単位とする特定病氣休暇を申請する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数）を記入すること。

【病気休暇簿の記入上の注意】

○ 「承認月日」

病気休暇を承認した月日を記入する。8日以上 の病気休暇の場合は、教育委員会が承認を指示した月日を記入すること。

○ 「申請月日」

やむを得ない理由により電話等で申請があった場合は、備考欄に電話等のあった日を記入すること。その後、病気休暇簿により申請された月日を記入すること。

○ 「期間」

病気休暇を請求する日数（週休日、休日等を除く）又は時間数を記載すること。

○ 「期間の連続性の有無等」

①病気休暇（病気休暇期間に含まれる週休日、休日等を含む）の日数を記載すること。

②出勤簿や他の休暇簿などと適宜照合すること。

○ 「理由」

理由欄には、

①私傷病（病名や症状等を含めて具体的にその事由を記載）による療養のため。

②公務（通勤）災害による療養のため等、

病気休暇の事由を記入すること。

○ 「証明書類の有無」

提出義務の有無にかかわらず、実際に医師の証明書、その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類が提出されたかどうかを記載すること。

①連続する8日以上 の期間の病気休暇の承認を受けようとする場合、診断書、母性健康管理指導事項連絡カードなど、医療機関名、医師の氏名、捺印、病気休暇の期間が示された書類の提出が必要である。

②承認を受けようとする病気休暇の開始予定日前1か月の間に、5日以上（時間単位も1日）の病気休暇を取得した場合

・「病気休暇の開始予定日前1か月の間」とは、民法の規定による応答日計算となる。

例えば4月22日が病気休暇の開始日とすると、3月22日から4月21日までの間となる。

・診断書、薬袋、病院等の領収書、家族による証明書または管理職による証明書（様式自由）等の提出が必要である。

○ 「備考」

期間の連続性がない（前回の病気休暇の復帰日から実勤務日数が20日に達している）場合、備考欄に明記すること。

病気休暇の通算の考え方について

1 基本的な考え方

連続して8日以上 の期間の病気休暇を承認された職員が、その病気休暇の末日の翌日から、実勤務日数（週休日、休日、年休等を除いた日）が20日に達するまでの間に、再び病気休暇を申請したときは、前後の病気休暇は連続しているものとみなす。

具体例 1

月	4																								
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	..				
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	..				
病休通算日数	1	2	3	4	5	6	7	8														9			
?	病休			病休	病休	病休	病休	病休						年休				病休 (2h)			..				
実勤務日数											1	2	3	4						1	2				

○ 病休通算判定期間（クーリング期間（実勤務日数20日））中の14日（木）に1日の年次休暇を取得

→ 14日（木）は、実勤務日数にカウントしない。実勤務日数のカウント自体もリセットされない。

○ 病休通算判定期間（クーリング期間）中である18日（月）に時間単位の病気休暇を申請

→ 前後の病気休暇は連続しているとみなし、「病気休暇9日目」としてカウントする。

→ 病休通算判定期間（クーリング期間）はリセットされ、19日（火）は「実勤務日数1日目」としてカウントする。

病気休暇簿への記入例

承認 月日	申請 月日	略	期 間	期間の連続 性の有無等	理 由	証明 書類の 有無	備 考
4・6	4・4	略	4月 1日 8時30分から 4月 8日 17時00分まで	6日 □有（合計 日） ☑無	腰痛のため、入院	☑有 □無	4/1午前8時電話連絡あり
4・18	4・18	略	4月 18日 15時00分から 月 日 17時00分まで	日 2時 ☑有（合計 9日） □無	腰痛のため、通院	☑有 □無	

留意点

- ① 病休通算判定期間（クーリング期間）中に再度の病気休暇を申請した場合、当該病気休暇が連続する8日未満の期間であっても当該病気休暇から復帰後に新しく病休通算判定期間（クーリング期間）がスタートする。
- ② 病休通算判定期間（クーリング期間）中に年次休暇・特別休暇を取得した日（時間単位で取得したものを含む）は実勤務日数にカウントしない。
- ③ 時間単位の病気休暇も、1日の病気休暇としてカウントする。

2 病休通算判定期間（クーリング期間）が発生する条件

連続して8日以上の期間の病気休暇が承認された場合、「病休通算判定期間（クーリング期間）」が発生する。ただし、要勤務日の日数が3日以下である場合にはその限りでない。

具体例 2－1

月	4			5																			
日	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	..		
曜日	木	祝	土	日	月	祝	祝	祝	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	..		
病休通算日数	1	2	3	4	5	6	7	8	9								1	2	3	4	5		
病休期間中の要勤務日	病休				病休				病休								病休			病休	病休	..	
実勤務日数	1	2				3																	

○ 4月28日（木）から5月6日（金）まで、病気休暇を承認された場合

→ 連続する8日以上の間での病気休暇であるが、要勤務日は3日以下のため、病休通算判定期間（クーリング期間）は発生しない。8日以上での病気休暇のため教育委員会の承認が必要。

○ 5月13日（金）から5月17日（火）まで病気休暇を申請

→ 「病気休暇1日目」としてカウントする。8日未満での病気休暇のため校長専決。

病気休暇簿への記入例

承認 月日	申請 月日	略	期 間	期間の連続 性の有無等	理 由	証明 書類の 有無	備 考
4・27	4・27	略	4月28日 8時30分から 5月 6日 17時00分まで	3日 時 ☐ 有（合計 日） ☒ 無	右手甲部手術入 院のため	☒ 有 ☐ 無	
5・12	5・12	略	5月13日 8時30分から 5月17日 17時00分まで	5日 時 ☐ 有（合計 日） ☒ 無	抜糸及びリハビリ 入院のため	☒ 有 ☐ 無	要勤務日3日の ため、病休通算 判定期間なし

留意点

要勤務日は3日以下のため、病休通算判定期間（クーリング期間）は発生しないが、連続する8日以上での病気休暇のため、県教育委員会の承認の指示が必要である。

具体例 2－2

月	4			5																		
日	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	..	
曜日	木	祝	土	日	月	祝	祝	祝	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	..	
病休通算日数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				13	14	15	16	17		
	病休				病休				病休			病休				病休			病休		病休	..
病休期間中の要勤務日	1				2				3				4									
実勤務日数													1	2	3							

○ 4月28日（木）から5月9日（月）まで、病気休暇を申請

→ 要勤務日が4日以上のため、病休通算判定期間（クーリング期間）が発生する。8日以上での病気休暇のため、教育委員会の承認が必要。

○ 5月13日（金）からの病気休暇を申請

→前後の病気休暇は連続しているものとみなし、「病気休暇13日目」からカウントする。

病気休暇簿への記入例

承認 月日	申請 月日	略	期 間	期間の連続 性の有無等	理 由	証明 書類の 有無	備 考
4・27	4・25	略	4月28日 8時30分から 5月 9日 17時00分まで	4日 □有（合計 日） □無	左手甲部手術入 院のため	☑有 □無	
5・12	5・12	略	5月13日 8時30分から 5月17日 17時00分まで	5日 ☑有（合計17日） □無	抜糸及びリハビリ 入院のため	☑有 □無	

3 人工透析等にかかる病気休暇の特例

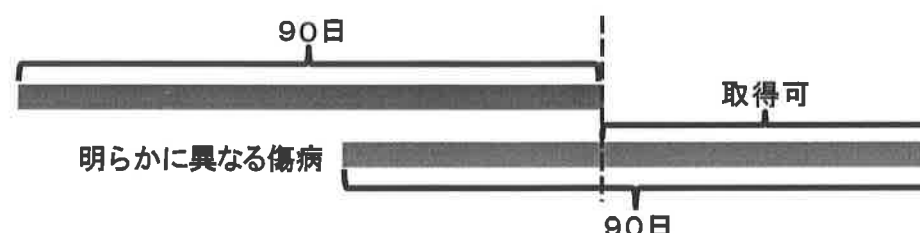
人工透析など、定期的に通院加療を行うことが医学的に見て明らかな場合で、その通院加療のため病気休暇については、特例的にそれぞれの病気休暇の期間を通算しない。

※ 連続する8日以上 of 病気休暇を使用していなければ、病休通算判定期間（クーリング期間）は発生しないため、特例 of 病気休暇として申請する必要はない。通常の病気休暇として申請すること。

※ この特例 of 病気休暇を使用した場合は、1年を経過するごとに「療養の現状に関する申立書」（『学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例』及び『学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則』の運用について（通知）」別表第5）を校長へ提出し、校長は申立書の写しを教育委員会へ提出する。

4 当初 of 傷病とは明らかに異なる傷病 of 病気休暇 of 期間 of 特例

当初 of 傷病とは明らかに異なる傷病のため療養する必要があるときは、病気休暇が90日に達した日後においても病気休暇を承認することができる。ただし、明らかに異なる傷病になった日から、90日までの期間に限る。



※ 症状等が明らかに異なると認められるものであっても、病因が異なると認められないものは含まれない。

※ 病気休暇中の給与については、公務災害・通勤災害による傷病の場合を除いて、病気休暇の期間が90日を超えた日から給料の半額を減ずる。